平成２７年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市識名１丁目１番24号　玉城方
債務者　玉寄つる子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市首里汀良町２丁目６番地
債務者　高橋　雅生
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２２号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番６－403号　牧港団地
債務者　喜屋武孝市
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３６号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番２－301号　県営西崎団地
債務者　新垣恵美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３２号
山口県防府市鋳物師町１番７号
債務者　西村　聖子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
山口県防府市本橋町17番35－401号　市住29棟380号
債務者　杉迫　好美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目１番２号　フローラル尾頭橋401号
債務者　中村　俊一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３５号
名古屋市昭和区滝子町28番20号　アーバン滝子605号
債務者　河合　真宏
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３６号
名古屋市昭和区滝子町28番20号　アーバン滝子605号
債務者　河合　浩子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０３号
熊本県宇城市豊野町巣林307番地１　上巣林第１団地201号
債務者　柳田二三男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４５号
名古屋市天白区横町201番地　天白住宅２棟308号
債務者　流　　康二
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８号
松江市東出雲町下意東746－３　リブランＩ102号室、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町上阿井1854番地
債務者　川角　尚枝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５８号
熊本市東区月出７丁目１番39号　第一コーポ齊藤206号室
債務者　王子田芳次
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３９５号
沖縄県国頭郡本部町字浜元221番地　ブルースカイ浜元２－301、住民票上の住所沖縄県豊見城市字高嶺610番地48　南分譲Ｋ－21
破産者　山内　　章
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０５８号
千葉県市原市ちはら台西１丁目32番地９　ヴェルデュールちはら台101
破産者　森　　健郎
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９２号
千葉県習志野市藤崎６丁目17番３号　エイトカーサ202号
破産者　澤口　　晋
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
千葉市稲毛区あやめ台２番７棟103号
破産者　大久保　昭
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係